

## 安全方針

鳴門市営渡船の運航の安全を確保するため、基本的な方針を次のとおり定める。

第1 渡船運航業務に従事する職員等の安全に係る行動範囲は次のとおりである。

- (1) 一致団結して輸送の安全の確保に努める。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正忠実に職務を遂行する。
- (3) 事故、火災が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。

第2 輸送の安全の確保のため、次のとおり訓練等を実施する。

- (1) 船舶職員を対象に事故処理に関する通報訓練等を年1回実施する。
- (2) 船舶（船体・機関）及び陸上施設の的確な維持管理に努める。
- (3) 鳴門市消防本部実施の普通救命講習会等に参加する。
- (4) 職場巡視を定期的に行う。
- (5) 鳴門市防災総合訓練等に参加する。

第3 安全マネジメント態勢を継続的に改善する。

平成26年4月1日

鳴門市長